

～倒産・解雇・雇い止めなどによる離職をされた皆様へ～

国保税の軽減措置を 受けることができます



■対象となる方

- ・平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した方
- ・離職日時点で 65 歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証の離職理由欄が下記コード表のいずれかに該当する方

※特例受給資格者証および高年齢受給資格者証の方は対象となりません。

■軽減内容

国保税は前年度所得などを基に算出されますが、軽減対象となる方の給与所得を 30/100 とみなして算定します。

※失業された方の給与所得のみ軽減となり、同一世帯内の他の加入者は対象となりません。

※賦課される国保税が 30/100 になるわけではありません。

■軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間の国保税が軽減されます。

ただし、国保を脱退した場合には、期間内であっても軽減措置は終了となります。

■必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・認印
- ・国民健康保険被保険者証

《対象となる離職理由コード》

コード	離職理由
11	解雇
12	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	特定雇止め（雇用期間 3 年以上、雇止め通知あり）
22	特定雇止め（雇用期間 3 年未満、期間更新明示あり）
23	特定理由期間満了（3 年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職（31, 32, 34 以外）
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満）

問い合わせ先

東海村役場 住民課 国保年金担当

TEL029-282-1711(内線 1131~1133)